

令和6年11月5日 会派代表者会議

——開庁時間の見直しについて【議会からの主な意見等】——

□ 市民課以外の所属における来庁者数等のデータも示されたい。

→ 資料1（6ページ）に記載しました。

□ 時間外勤務の削減など、見直しによる効果を数値で示されたい。

→ 資料1（7ページ）に記載しました。

□ 働き方改革と称しているが、単に職員が大変だから市民に我慢してもらうという対応は、最後の手段ではないか。（業務の見直しが先ではないか。）

→ 業務の見直しなど、これまでの取組・今後の取組を資料2に記載しました。

□ 市民課に来庁される方への対応：開庁時間を短縮することに伴う代替策※を検討されたい。

※ 業務の見直しにより1人当たりの対応時間の短縮を図ることや、（コンビニエンスストアにおける証明書の取得など）市役所に来庁しなくて良いような誘導、「シフト制」による適切な人員配置等

→ 業務の見直しなど、これまでの取組・今後の取組を資料2に記載しました。

□ 子育て世代などは、現行の閉庁時間（17時15分）であっても来庁することが難しいケースもあると考えるが、どのように対応していくのか。

→ 資料2に記載した取組とともに、丁寧な周知活動を図ってまいります。

□ （現行の開庁時間の前後30分を短縮し、「9時から16時45分」に見直すとのことであるが、）市の理屈ではなく、市民に伝わりやすいよう「9時から17時」とすることは如何か。

→ 窓口業務の準備・片付け等に30分程度を要している所属がある状況や、見直しの目的（※）、他自治体の動向等を踏まえて設定した時間帯であることを再度説明します。また、丁寧な周知活動を図ってまいります。

（※）資料1（5ページ）に開庁時間の前後30分の間に取り組む内容（例）を記載しました。